

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第15号

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年太田市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

新田大地区地区計画	太田都市計画新田大地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
出塚粕川安養寺地区地区計画	太田都市計画出塚粕川安養寺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

新田大地区地区整備計画区域	全域	1	カラオケボックス その他これに類するもの			1,000平方メートル（ただし、公共		
		2	廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に					

		<p>附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。)</p> <p>3 風営法第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前2項及び法別表第2（わ）項に規定されるものを除く。)</p>			<p>の用に供するものについては、この限りでない。)</p>		
出塚 粕川 安養 寺地 区地 区整 備計 画区 域	A地 区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>3 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>			<p>1, 00 0平 方メ ートル（ た だ し、 公 共 の 用 に 供 す る も の に つ い て は、 こ の 限 り で な</p>		<p>31 メ ー トル</p>

- 7 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 10 自動車教習所
- 11 廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物又は第4項に規定する産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。）
- 12 風営法第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに規定する営業の用に供するもの（前各項及び法別表第2（を）項に規定されるものを除く。）

い。)

	B地区	A地区で建築できないもの（第3項に掲げるものを除く。）						
--	-----	-----------------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。